

---

## 第4章 検討単位区域の設定

### 4.1 事業実施区域と検討対象区域の設定

「2.4 見直し対象区域」で示したとおり、公共下水道事業計画区域は「事業実施区域」と位置付けられ、検討の対象外とする。

検討対象区域は、既存事業の整備状況および今後の整備予定を踏まえて設定する。

#### 4.1.1 公共下水道事業計画区域の事業実施区域

公共下水道の事業実施区域は、整備済区域・事業計画取得済区域に加え、将来的に整備需要が見込まれる開発計画区域を含めて設定する。

既整備区域、事業計画取得済み区域、および開発計画区域の現状および位置（図 4.1.1）を、以下に示す。

##### (1) 既整備区域

市野川流域関連小川公共下水道事業により、令和6年度末時点で 496.37ha が整備済み。

##### (2) 事業計画取得済み区域

令和7年3月策定の事業計画で 501.4ha が対象となり、令和11年度までに整備完了予定。公共下水道整備予定区域図に示している②小川、③増尾、及び④小川町駅東が今後の整備対象区域として位置づけられている。

##### (3) 開発計画区域

①高谷地区(6.5ha)を開発計画区域として設定。

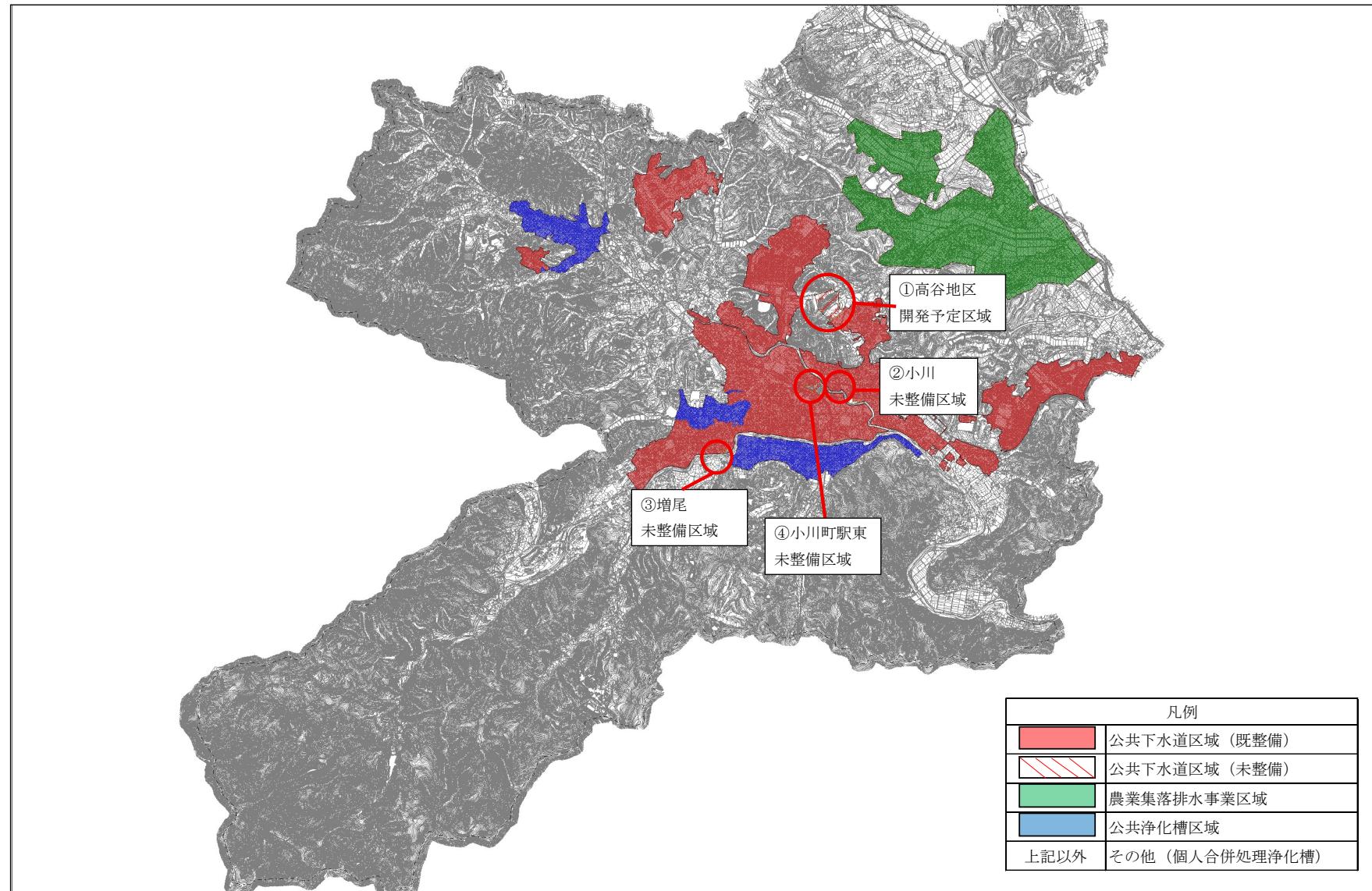


図 4.1.1 公共下水道整備予定区域

#### 4.1.2 農業集落排水事業の事業実施区域

農業集落排水事業の2地区(302ha)(後伊地区、新川地区(奈良梨・上横田地区含む))はいずれも整備が完了しているため、本計画において「事業実施区域」とする。

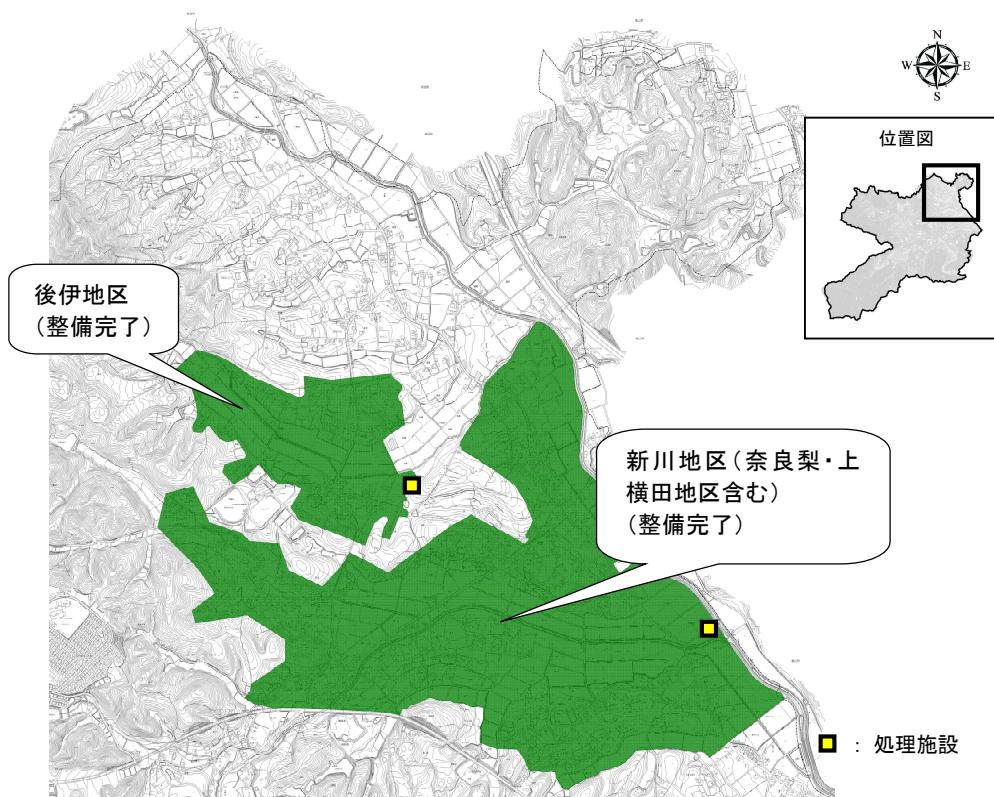


図 4.1.2 農業集落排水の既整備及び計画区域の位置

---

#### 4.1.3 本計画における事業実施区域と検討対象区域

以上の整備状況を踏まえ、本計画における「事業実施区域」は以下とする。

- 公共下水道事業計画既整備区域
- 事業計画取得済み区域
- 開発計画区域
- 農業集落排水整備済区域

本町では、公共下水道計画区域の整備の見通しが立っていること、事業計画に位置付けられていない区域については、開発計画区域であることから、本検討において検討対象となる区域は設定しないものとする。